

平成29年度 第2回 常設審議委員会 次第

日時 平成29年5月19日（金）13時30分～  
場所 札幌市 第二水産ビル 4階4F会議室

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議事録署名者指名
- 4 諮問・意見聴取
  - 1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について
  - 2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について
- 5 報 告
  - 1) 平成29年度地区別農業委員会会長・事務局長会議における意見の状況について
  - 2) 平成29年度農業者年金加入推進方針について
  - 3) 平成29年度全国農業新聞普及拡大対策について
  - 4) 改正農業委員会法施行後の状況について（第9報）
  - 5) その他
- 6 協 議
  - 1) 北海道選出国會議員要請集会における要望事項（案）について
  - 2) 北海道選出国會議員要請集会の開催と平成29年度全国農業委員会会長大会への対応について
  - 3) 農林水産省に対する要請について
  - 4) その他
- 7 閉 会

次回 平成29年度第3回常設審議委員会は、平成29年6月23日（金曜日）  
開会時間は、13：30です。  
場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。

【メモ】

# 平成29年度北海道農業者年金加入推進要領（案）

平成29年5月  
北海道農業協同組合中央会  
一般社団法人北海道農業会議

## I 趣 旨

農業者年金制度は、年金財政を加入者数・受給者数に左右されない積立方式としているが、政策年金制度として安定させていくためには、多くの加入者の確保が必要不可欠である。

平成28年度から行われている「加入者累計13万人に向けた後期2カ年強化運動（平成28～29年度）」では、1年目が終了し、北海道としては単年度目標691人を達成しさらに大幅に上回る929人が加入したが、全国としては単年度目標3,800人に対し加入者3,200人という結果となった。制度が農業者から必要とされ安定したものとなるためには、さらなる加入が必要である。

北海道としても制度を知らない農業者をなくすことを目標に、各農業協同組合・市町村農業委員会がお互いに連携して、農業者の老後生活の安定を図るため、引き続き制度の周知と加入推進を行うものとする。

## II 加入推進のための具体的な活動

北海道における加入推進活動は、従前からの活動に加え、重点対策と農業後継者・女性農業者・新規就農者への積極的な周知活動を行う。

重点対策は、北海道における加入推進活動の課題である、①各市町村の農業者間で制度の理解度に差があること、②各JA・農業委員会間において加入推進の取り組みに差があること、の2点を解消する目的で取り組むこととする。

農業者年金は農業者の老後生活の充実を図るという観点からも、全ての農業者に制度を周知し地域による格差の解消を図る必要があり、北海道農業協同組合中央会および北海道農業会議は本年度の重点対策の対象市町村を下記のとおり位置づけ、Ⅱ-1及び2に加えて、JA・農業委員会の取り組みに対する助言等の巡回指導と加入推進者や農業者を対象とした現地研修の実施等の支援を行う。また、重点対策以外の市町村においてはⅡ-1及び2の取り組みを行う。

JAおよび市町村農業委員会は地域の実情に合わせてⅡ-3の取り組みを行うものとする。

### <本年度の重点対策市町村の選定>

本年度において以下の基準により重点対策市町村を選定し、対策を実施する。重点対策市町村には別途平成29年度重点対策市町村の選定と対策実施の通知を行う。

#### ※重点市町村の選定基準

- ① 2015年農林業センサスによる基幹的農業従事者数が150人以上で、平成15年

度から28年度の新規加入者累計数が5人未満の市町村

② ①に準ずる市町村で、特に本年度加入推進活動を重点的に進める市町村

## 1 北海道農業協同組合中央会および北海道農業会議が共同で行う取組

### (1) 新任職員研修会の開催

新たに農業者年金業務を担当する職員を対象に、農業者への農業者年金制度の適正・的確な対応を目的に開催する。

＜平成29年5月、札幌市内にて2日間、2ブロックに分け開催＞

### (2) 担当者地区別研修会の開催

農業者年金業務に携わる職員を対象に、事務の適正な執行と更なる農業者年金制度への理解を深めることを目的に開催する。

＜平成29年7～8月、道内7ヵ所にて各2日間で開催＞

(苫小牧市、札幌市、旭川市、北斗市、北見市、帯広市、釧路市)

### (3) のうねんセミナーの開催

農業者年金業務を担当する職員を対象に、農業者年金の事務・相談の的確な対応を目的に開催する。

＜平成29年10月、札幌市内にて2日間で開催＞

### (4) 農業者年金記録管理システム実務研修会の開催

農業者年金記録管理システムを使用する職員を対象に、システムによる諸届の提出と相談対応への活用方法の研さんを目的に開催する。

＜平成29年10月、江別市内にて1日間で4ブロック開催＞

## 2 北海道農業協同組合中央会および北海道農業会議の連携した取組

### (1) 受託機関を対象にした加入推進会議

北海道農業協同組合中央会は、JAグループ内の認識を高めるため、理事者および支所営農担当者に対し加入推進活動の必要性について理解をもとめ、JAの営農部課長会議等に提案する。

特に、農業者年金業務担当者と営農指導員、ライフアドバイザー等出向く担当職員等が連携して加入推進できるよう働きかけを強化する。

北海道農業会議は、農業委員会事務局長を対象に、加入推進活動の必要性について理解を深めることを目的に「市町村農業委員会事務局長研修会」にて制度を説明し加入推進を図る。また、農業委員を対象に、制度周知の必要性を「地区別農業委員等研修会」にて説明する。

### (2) 制度PR資料の活用

北海道農業協同組合中央会は、農業者への制度の周知等を実施するために必要な資料として、JAを通じて組合員に対し、制度PR資料を無償にて配布する。

北海道農業会議は、農業者への制度の周知等を実施するために必要な資料として、農業委員会に対し全国農業会議所発行のリーフ等を引き続き無償にて配布する。

(3) 制度啓発用の普及資材の作成・活用

北海道農業協同組合中央会は、加入対象者への説明会・戸別訪問等を実施する際の制度啓発用として、JAを通じて組合員に対し「普及資材」を無償にて提供する。

北海道農業会議は、加入対象者への説明会・戸別訪問等を実施する際の制度啓発用として、農業委員会を通じて農業者に対し「普及資材」を無償にて提供する。

(4) 広告媒体による制度のPR

北海道農業協同組合中央会は、日本農業新聞に農業者年金制度の内容等を掲載しPRを実施する。

北海道農業会議は、ラジオにて農業者年金制度の内容等を放送しPRを実施する。

(5) 市町村等で行う説明会等への職員の派遣

北海道農業協同組合中央会及び北海道農業会議は市町村段階での加入推進側および加入対象者等に対する説明会・勉強会等を実施するにあたり、農業者年金制度の説明者として職員の派遣を行う。また、地区農業改良普及センターが開催する研修会に対し、説明者として職員の派遣を行う。

※ 職員の派遣について旅費等の負担はありません。

(6) 加入推進状況および運用状況の情報提供の実施

北海道農業会議は市町村農業委員会へ「農業者年金加入状況」として全国・都道府県段階の加入推進目標の達成状況と市町村毎の新規加入者数を3ヶ月毎に情報提供を行う。また、保険料の運用状況についても情報提供を行う。

※ 加入推進状況は5・8・11・2月に提供予定です。

※ 運用状況は6・8・11・2月に提供予定です。

(7) 農業後継者・女性農業者・新規就農者・認定農業者への積極的な周知活動

北海道農業協同組合中央会及び北海道農業会議は、様々な機会を活用し、農業後継者・女性農業者への積極的な農業者年金制度の周知活動を行う。そのために、下記の会議等の開催情報の提供を求め、説明者として職員の派遣や資料・資材の提供を行う。

- ① JA青年部・女性部の総会や各種会合
- ② 4Hクラブの総会や各種会合
- ③ 女性農業者グループにおける各種会合
- ④ その他、対象者が集まる会合

北海道農業会議は、新規就農者への周知活動として、(公財)北海道農業公社と連携し公社が実施する次の相談会等において農業者年金制度の周知活動を行う。

- ① 「北海道新規就農フェア」におけるPR
- ② 「北海道新規就農・農業体験セミナー」におけるPR
- ③ その他、対象者が集まる行事でのPR

また、北海道農業会議が実施する「農の雇用事業」における研修生対象の研修会に

において農業者年金制度の周知活動を行い、認定農業者へは対象者が集まる会議等において制度の周知活動を行う。

(8) 加入推進優秀 J A ・ 農業委員会に対する農業者年金事業表彰

農業者年金基金が行う新規加入に関する優秀受託機関表彰について、北海道農業協同組合中央会と北海道農業会議は各機関における会合の場で表彰の伝達を行う。

(9) その他

北海道農業者年金協議会（事務局：北海道農業会議）は、農業者への周知等を目的に次の研修会を行う。

- ① 全道農業者年金研究会
- ② 市町村農業者年金協議会代議員等研修会

### 3 地域段階（J A ・ 市町村農業委員会）の取組

(1) 加入推進対策会議の開催

加入推進活動計画の策定とその着実な実施を図るため、「加入推進対策会議」を開催し、具体的な加入推進活動の取組の設定について協議する。また、加入推進の進捗状況についても定期的に報告を行う。加入推進対策会議は、既存の会議等を活用する。

J A の担当者は、本対策会議において農業者年金担当者と担い手担当者等の職員が連携し、より効果的な加入推進活動が行えるよう協議する。

(2) J A 役員・農業委員・農地利用最適化推進委員・年金協議会代議員等を対象にした研修・勉強会の実施

農業者年金の加入推進については職員のみでなく、J A 役員・農業委員・農地利用最適化推進委員・年金協議会代議員等の協力を得る。

そのためには日常的な相談活動、戸別訪問時における農業者年金の説明ができるよう J A 役員・農業委員・農地利用最適化推進委員・年金協議会代議員等に対する研修・勉強会を行う。研修・勉強会は業務の負担にならないよう次の会議・研修の場を活用する。

- ① J A 役員会・農業委員会総会の終了後
- ② 農業者年金協議会総会の終了後
- ③ 北海道農業者年金協議会が行う全道農業者年金研究会
- ④ 北海道農業者年金協議会が行う市町村農業者年金協議会代議員研修会

①②については、Ⅱ－２－（５）により北海道農業協同組合中央会・北海道農業会議より職員を派遣します。

(3) 加入推進対象者の把握・加入推進名簿の作成

農業者年金の加入推進名簿を作成し、その名簿を基に加入推進を行う。名簿の作成にあたっては、①農業従事日数年間 60 日以上、②国民年金第 1 号被保険者（保険料免除者を除く）、③ 60 歳未満、の 3 つの要件のある農業者年金加入対象

となる人をリストアップし、加入推進名簿を作成する。

ただし、60歳未満の者であっても、加入期間が短く、将来の受給額が少ないと思われるような人等を加入対象から外すことについては地域の実情に応じ判断する。

**※ 名簿の作成にあたっては別紙 様式例 1「加入推進名簿」を参考にして下さい。  
北海道農業協同組合中央会・北海道農業会議への名簿の提出は必要ありません。**

**ただし、加入推進名簿掲載者数につきましては、Ⅲに基づき北海道農業協同組合中央会・北海道農業会議に報告下さい。**

#### (4) 加入推進活動計画の作成

加入推進の活動計画を(1)の「加入推進対策会議」等において作成し、加入推進についての認識を共有する。

**※ 活動計画は別紙 様式例 2「平成29年度加入推進活動計画」を参考に作成して下さい。北海道農業協同組合中央会・北海道農業会議への報告の必要はありません。**

#### (5) 加入推進活動の実施

新農業者年金制度は任意加入である。制度を知らなかったので加入できなかったという者がでないよう加入対象者への制度の周知を図ることは必要である。加入推進活動については以下のことを参考に地域の実情、加入推進体制にあわせ取り組む。

また、農業者に対し農業者年金の加入手続きが行われる前に「農業者年金に関する重要事項のご案内」の配布・説明を行う。

##### ① 広報誌・PRパンフの配布による普及推進活動

J A 広報誌・市町村広報・農業委員会だより等での周知や、北海道農業協同組合中央会及び北海道農業会議が提供するPRパンフを加入対象者に配布する等、広く制度の周知を図る。

##### ② 説明会・相談会の開催

加入対象者を集めた説明会・相談会を開催し制度の周知を図る。農業者年金説明会のみでの開催では加入対象者が集まる見込みがないときは、既存のJ A 女性部・青年部の会議、農業者年金協議会主催の会議、J A ・農業委員会が開催する研修、経営移譲相談会等を活用する。

また、市町村・他団体の協力を得て次の説明会・研修会を活用し制度の周知を図る。

- a 認定農業者を対象にした研修会
- b 簿記講習会

##### ③ 戸別訪問の実施

加入対象者名簿や説明会・相談会の出席者を基に、効果的な加入推進を図るため戸別訪問を実施する。戸別訪問は、時期を決め一斉に行う方法もあるが、他業務で訪問した際に加入対象者に制度の説明をすることでも構わない。

##### ④ 相談窓口での対応

J A 窓口、市町村農業委員会事務局には、農業者年金以外の相談で農業者が訪れることが多い。この時に、本人や家族員が農業者年金未加入者の場合、農業者年金の加入を勧める。

⑤ 農業委員の活動

農業委員は農業者から日常、相談を受けることが多く、相談者本人や家族員が農業者年金未加入者である場合は、農業者年金の加入を勧めるようにする。

また、農業委員会は全国農業新聞の普及等により加入対象者宅を訪問するときはあわせて農業者年金のPRを行うようにする。

⑥ アンケート・調査等による加入対象者の農業者年金制度の理解の把握

認定農業者、配偶者、後継者等を対象とした農業者年金制度の説明会を実施した際に、参加者に農業者年金への加入の意志の有無等についてアンケートを行い、加入の意志のある人に対し当日又は後日、加入の申し込みをしてもらうよう働きかける。

⑦ 再加入の推進

農業者年金制度は、出稼ぎ等により厚生年金に加入すると脱退となる。しかし、出稼ぎ先を退職し、再び国民年金1号にもどると、農業者年金の加入資格が備わり再加入することができるので、再加入について働きかける。

(6) 加入推進活動記録簿の整理

加入推進を行った加入対象者毎にその結果について記録を整理する。

※ 記録簿の整理については別紙 様式例3「農業者年金加入推進記録簿」を参考として下さい。

※ 記録簿について、北海道農業協同組合中央会・北海道農業会議への報告は必要ありません。ただし、活動実績につきましては、Ⅲに基づき北海道農業協同組合中央会・北海道農業会議に報告下さい。

### Ⅲ JA・農業委員会における加入推進活動の報告<依頼時期:平成30年2月下旬>

(1) 農業者年金加入推進活動実績と加入推進名簿登載者数の報告

1年を通じ取り組んだ加入推進活動の実績と、最新の情報に基づき作成または補正した「加入推進名簿」の登載者数について、農業者年金基金による「業務委託手数料の配分に係る調査(平成30年2月下旬を予定)」時にとりまとめ、平成30年3月31日までに(期限厳守)JAは北海道農業協同組合中央会を經由し、市町村農業委員会は北海道農業会議を經由し独立行政法人農業者年金基金へ報告を行う。

※ 「業務委託手数料の配分に係る調査」にて、JAは北海道農業協同組合中央会へ、市町村農業委員会は北海道農業会議に平成30年3月31日までに報告を行う。

※ 調査報告様式は、平成30年2月下旬に農業者年金基金より通知されます。

# 平成29年度全国農業新聞普及拡大方針（案）について

平成29年5月19日  
第2回常設審議委員会

## I 全国農業新聞を普及する意義

### 1 情報提供活動の法律上の位置付け

農業委員会等に関する法律では、市町村農業委員会・都道府県農業委員会ネットワーク機構・全国農業委員会ネットワーク機構の業務として「情報提供活動」が位置付けられています。

- ・市町村農業委員会  
法第6条第3項第2号「農業一般に関する調査及び情報の提供」
- ・都道府県農業委員会ネットワーク機構  
法第43条第1項第6号「農業一般に関する調査及び情報の提供を行うこと」
- ・全国農業委員会ネットワーク機構  
法第43条第2項第2号「前項第2号から第6号に掲げる業務を行う事」

### 2 全国農業新聞の役割

- (1) 農政の枠組みの転換など農業・農村を取り巻く状況変化を農業者・地域住民に的確に伝えると同時に、農業者・地域住民の声や動きを情報発信して農政に反映、理解を広める。
- (2) 地域農業の担い手づくりや、農業経営とくらしの改善、地域農業の振興や活性化の取り組みを、農業者等の主体的判断に必要な情報を提供することで支援する。
- (3) 農業委員・農業委員会と農業者・地域住民・消費者等との結び付きを強め、理解者・仲間を増やし、農業者等の意向を踏まえた農業委員会活動の基礎をつくる。
- (4) 農業委員会が実施する農地法等に関連した業務や農業委員会の円滑な運営などに役立てる。

全国農業新聞の普及は「農業委員会等に関する法律」に位置づけられている情報提供活動として、また、農業委員会と地域・農業者との『絆』を一層強める活動として意義をもっています。

## II 普及拡大目標

より多くの農業者・地域住民・消費者等への普及拡大を目指し、平成29年度普及拡大目標を設定し、目標達成に向け普及拡大に取り組む。

平成29年度（平成30年3月まで）の目標部数を4,900部（農業委員定数の約2倍）とする。

この目標部数に向け、1農業委員会あたり最低7部以上の純増を普及拡大目標とする。

- 4,900部（29年度目標） － 3,668部（29年4月の購読部数） ＝ 1,232部
- 1,232部（目標との差） ÷ 170農業委員会 ＝ 7.24部（最低7部以上の普及拡大）



### Ⅲ 普及拡大の具体的な方法

#### 1 一般社団法人北海道農業会議の取り組み

- (1) 見本紙・チラシの送付、普及資材の提供
- (2) 一般社団法人北海道農業会議職員による巡回普及
- (3) 一般社団法人北海道農業会議が主催する会議・研修会における普及
- (4) 関係機関団体等への普及
- (5) 魅力ある紙面づくりへの取り組み
  - ① 現地取材を通じた、身近な記事、有用な記事の提供
  - ② 現地情報の提供依頼
- (6) 農業委員会の普及推進等活動に対する表彰の実施  
※表彰基準は「平成29年度全国農業新聞普及推進等表彰規定」による

#### 2 市町村農業委員会の取り組み

##### (1) 全国農業新聞に対する農業委員の意思統一

- ① 農業委員会総会等で普及の重要性と意義の確認
- ② 農業委員会総会等で普及目標や取り組み方針（普及拡大計画）の決定

※ 市町村農業委員会は、最低7部以上の純増目標を盛り込んだ「平成29年度全国農業新聞普及拡大計画書」（別紙1）を策定し、目標達成に向け取り組む。

- ③ 認定農業者、青色申告農家、農業者年金加入・受給者、農業委員OB、女性・青年農業者などの、普及対象者をリストアップ（普及活動で活用）

##### (2) 普及活動

＜まずは確認＞

- ① 農業委員全員＋農地利用最適化推進委員の購読を実現しましょう！！！！

＜農業委員の改選があったら＞

- ② 退任される農業委員への購読継続のお願い！！！！
- ③ 新たに農業委員＋農地利用最適化推進委員になれる方への購読実現！！！！

＜日常業務等を活用し普及推進＞

- ④ 農業者等に対する戸別訪問
- ⑤ 市町村、議会、JA等の関係機関、団体に対する普及
- ⑥ 説明会・相談会の出席者に対する普及
- ⑦ 相談や農業者年金の手続等のため農業委員会を訪問した方への普及
- ⑧ 経営移譲・経営継承した方への普及

※ 普及活動にあたり、見本紙、チラシ、普及資材等が必要な場合は、「全国農業新聞普及拡大資材申込用紙」（別紙2）にてお申し込み下さい。

### Ⅳ 普及推進等活動に対する表彰について

全国農業新聞の普及推進並びに購読維持活動に優秀な成果を収めた農業委員会を「平成29年度全国農業新聞普及推進等表彰規定」に基づき表彰する。

# 「平成29年度全国農業新聞普及推進等活動表彰規定」

平成29年度において、全国農業新聞の普及推進並びに購読維持活動に優秀な成果を収めた北海道内の市町村農業委員会を、以下により表彰する。

## 1 表彰種類

- (1) 普及推進活動最優秀賞  
全国農業新聞の普及推進活動において、最も優れた成果をあげた市町村農業委員会
- (2) 普及推進活動優秀賞  
全国農業新聞の普及推進活動において、特に優れた成果をあげた市町村農業委員会
- (3) 普及推進活動奨励賞  
全国農業新聞の普及推進活動において、優れた成果をあげた市町村農業委員会
- (4) 購読維持活動奨励賞  
全国農業新聞の購読維持活動において、特に優れた成果をあげた市町村農業委員会

## 2 表彰基準

以下区分(1)から(3)については、平成28年1月から平成28年12月までの間の当該農業委員会扱いの月平均購読部数を基準とし、平成29年1月から平成29年12月までの間の当該農業委員会扱いの月平均購読部数によって、それぞれの表彰基準を適用する。

- (1) 普及推進活動最優秀賞  
本規定2(2)の普及推進活動優秀賞基準並びに本規定2(4)の購読維持活動奨励賞基準の双方を満たした市町村農業委員会を対象とする。
- (2) 普及推進活動優秀賞  
平成30年1月現在の「当該農業委員会の農業委員+農地利用最適化推進委員数」の2倍以上の増部(純増)を達成した市町村農業委員会を対象とする。  
(例:委員数10名の場合、増部(純増)が20部以上で適用)
- (3) 普及推進活動奨励賞  
平成30年1月現在の「当該農業委員会の農業委員+農地利用最適化推進委員数」以上の増部(純増)を達成した市町村農業委員会を対象とする。(例:委員数10名の場合、増部(純増)が10部以上で適用)
- (4) 購読維持活動奨励賞  
平成29年1月から平成29年12月までの間の当該農業委員会扱いの月平均普及率(月平均購読部数÷「農業委員+農地利用最適化推進委員数」×100)が400%を超える市町村農業委員会を対象とする。(例:委員数10名の場合、月平均購読部数が41部以上で適用)

## 3 表彰時期

平成30年3月開催予定の一般社団法人北海道農業会議総会の席上、表彰する

## 4 適用時期

本規定は、平成29年度において適用する。

※ 購読部数とは、市町村農業委員会において購読者管理をしている部数

## 平成29年度全国農業新聞普及拡大計画書

|        |       |
|--------|-------|
| 農業委員会名 | 農業委員会 |
|--------|-------|

1. 普及拡大目標（純増部数：純増部数＝「新規申込」－「購読中止」）

|                      |   |
|----------------------|---|
| 平成29年度普及拡大目標部数（純増部数） | 部 |
|----------------------|---|

※ 普及到達目標部数の設定に当たっては、少なくとも7部以上の純増をお願い致します。

2. 主な普及拡大方法

|                                  |
|----------------------------------|
| ア 農業委員・最適化推進委員全員の購読の実現（現在、未購読あり） |
| イ 退任される農業委員・最適化推進委員への購読継続        |
| ウ 新たに農業委員・最適化推進委員になられる方全員の購読実現   |
| エ 農業者等に対する戸別訪問                   |
| オ 市町村、議会、JA等の関係機関、団体に対する普及       |
| カ 説明会・相談会の出席者に対する普及              |
| キ 相談や農業者年金の手続等のため農業委員会を訪問した方への普及 |
| ク 経営移譲・経営継承時における普及               |
| ケ その他（ ）                         |

（該当する項目を○で囲って下さい。）

一般社団法人北海道農業会議 上埜（うえの） 宛  
(FAX 011 - 281 - 6764)

## 全国農業新聞普及拡大資材申込用紙

平成29年 月 日

(申込団体： 農業委員会)

|               |         | 申込数 |
|---------------|---------|-----|
| 全国農業新聞見本紙     |         | 部   |
| 全国農業新聞普及用チラシ  |         | 部   |
| 普及資材          | タオル     | 個   |
|               | 軍手      | 個   |
|               | 食器用スポンジ | 個   |
| 農業者年金関係重要書類入れ |         | 部   |

<備考：使用日時など>

|  |
|--|
|  |
|--|

- 発送には日数がかかる場合もありますので、日数に余裕をもって申込下さい。
- 申込の行き違いも考えられるので、申込をして2週間以内に届かない場合は電話等でご連絡下さい。

## 改正農業委員会法施行後の状況について【第9報】

平成 29 年 5 月 19 日  
第 2 回常設審議委員会

## 1 清里町の状況について

平成 29 年 3 月 18 日に農業委員の任期満了を迎えた清里町における対応等は以下のとおり。

## ○ 農業委員定数条例改正

改正前の委員数は選挙委員 10 名・選任委員 3 名であったものを、平成 28 年 9 月に定数条例を改正し、定数 14 名とした。

## ○ 新たな農業委員候補者の推薦・募集期間

平成 29 年 1 月 6 日から 2 月 2 日まで（4 週間）

## ○ 推薦を受けた者および募集に応募した者（14 名）の内訳（単位：名）

|      | 男性 | 女性 | 50 歳未満 | 認定農業者 | 利害関係の無い者 | 備考      |
|------|----|----|--------|-------|----------|---------|
| 被推薦者 | 13 | 0  | 2      | 13    | 0        | 現職 10 名 |
| 応募者  | 0  | 1  | 1      | 0     | 1        | 現職 0 名  |

## ○ 委員の任命に関わる手続き

平成 29 年 3 月 8 日開会の町議会に、選任同意の議案を提出し、議決済。

## 2 津別町の状況

平成 29 年 4 月 14 日に農業委員の任期満了を迎えた津別町における対応等は以下のとおり。

## ○ 農業委員定数条例改正

改正前の委員数は選挙委員 8 名・選任委員 3 名であったものを、平成 28 年 9 月に定数条例を改正し、定数 11 名とした。

## ○ 新たな農業委員候補者の推薦・募集期間

平成 28 年 10 月 25 日から 11 月 25 日まで（32 日間）

12 月 12 日から 12 月 22 日まで（11 日間）

## ○ 推薦を受けた者および募集に応募した者（11 名）の内訳

|      | 男性 | 女性 | 50 歳未満 | 認定農業者 | 利害関係の無い者 | 備考     |
|------|----|----|--------|-------|----------|--------|
| 被推薦者 | 10 | 1  | 0      | 10    | 1        | 現職 8 名 |
| 応募者  | 0  | 0  | 0      | 0     | 0        | 現職 0 名 |

## ○ 委員の任命に関わる手続き

平成 29 年 3 月 10 日開会の町議会に、選任同意の議案を提出し、議決済。

### 3 美幌町の状況

平成29年4月16日に農業委員の任期満了を迎えた美幌町における対応等は以下のとおり。

○ 農業委員定数条例改正

改正前の委員数は選挙委員15名・選任委員4名であったものを、平成28年12月に定数条例を改正し、定数20名とした。

○ 新たな農業委員候補者の推薦・募集期間

平成29年1月10日から2月10日まで（32日間）

○ 推薦を受けた者および募集に応募した者（21名）の内訳

|      | 男性 | 女性 | 50歳未満 | 認定農業者 | 利害関係の無い者 | 備考     |
|------|----|----|-------|-------|----------|--------|
| 被推薦者 | 18 | 2  | 0     | 16    | 0        | 現職 10名 |
| 応募者  | 1  | 0  | 0     | 0     | 1        | 現職 0名  |

○ 委員の任命に関わる手続き

平成29年3月7日開会の町議会に、選任同意の議案を提出し、議決済。

## 平成30年度農業政策・予算に関する要望

(案)

平成29年5月19日  
第2回常設審議委員会

北海道の農業は、これまで担い手への農地の集積を進め、都府県と比較して大規模かつ生産性の高い専門的農業経営体を構築し、これらの経営体を主体として、安全・安心な食料の安定供給と国土・環境の保全に大きな役割を果たすとともに、本道経済・社会を支える基幹産業として発展してきた。

国においては、持続可能な力強い農業を実現すべく、農地中間管理事業等による農地集積の推進等の施策や、農業者の所得向上を図るために農業競争力強化プログラムに基づく新たな施策を展開しているが、その内容は必ずしも本道にあった制度とはいえない。

そのため、わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「食料・農業・農村基本計画」の目標を高いレベルで達成し、人口減少の課題を踏まえた地方の創生を図るためには、持続可能な力強い農業の実現を図ることが肝要である。それには、地域の実態に即した担い手の育成と農地の確保・有効利用を推進していくことが不可欠であり、担い手の所得を十分に確保し得る具体的施策の実行が喫緊の課題である。

以上を踏まえ、本道農業委員会組織（道内市町村農業委員会及び一般社団法人北海道農業会議）は、農地・担い手に係る諸対策を中心に組織検討を行い、政策提案をとりまとめた。

政府並びに国会では、今後の農業施策及び平成30年度農業予算の策定において、下記事項を実現するよう強く要望する。

## 記

## 1. 国際交渉における基本的な姿勢について

政府並びに与党は、農業・農産物に関する他国との交渉において、国民に対し説明責任を果たすとともに、国会において審議する場合は、十分な情報提供と真摯な対応を行い、国民が納得できる結論を得ること。

なお、これら国際交渉の結果が、本道農業と地域社会の持続的発展に支障を及ぼすことの無いように万全の措置をとること。

## 2. 農政の確立について

わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「基本計画」の目標を高いレベルで達成し、産業としての農業を確立するには、必要な国境措置を堅持する確固たる姿勢を示すとともに、国産農畜産物の需要拡大をはかりつつ、地域の実態に即した農地の利用集積と担い手の育成を基本に地域農業づくりに取り組む農政を確立することが重要である。

さらに、担い手が長期的展望をもって安心して農業に取り組めるようにするためには、政策の継続・安定が不可欠である。

このことから、育成すべき担い手の姿の明確化と農地利用集積支援施策の充実を図り、農業経営の持続的発展に必須である農業所得の十分な確保が実現できるよう、中長期を見通した農政の基本を確立すること。

## 3. 地域の実態に即した担い手への農地集積支援対策等の推進

本道の農地流動化は賃借権設定の比率が高まっている傾向にあるが、高齢化が顕著となる中において、相続未登記や相続放棄等による所有者不明農地の増加など、利用が困難となる農地が増加している状況にある。

国の政策の重点とされている利用権等を基本とした農地中間管理事業等によって、農地流動化は一定程度図られており、同事業と各種支援施策の一層の拡充が求められている。

しかし、利用権を基本とした農地流動化が進む中で、利用と並行した適切な所有権移転が行われないことにより所有者不明農地等の増加が課題となっている。その結果、将来的に利用が困難となる農地が増加する懸念があるため、利用権に加えて所有権による農地集積をすすめることが望ましいと考えられる。さらに、土地改良事業をはじめとした農地に対する投資を担い手が継続的に実行していくためには、所有権に基づいた継続かつ安定した農業生産が基礎条件であり、施策として所有権の取得を支援する仕組みが不可欠といえる。

このように担い手への農地集積支援対策は、農村現場の実態を踏まえて、地域における望ましい農業構造の確立と農地利用の推進を支援する観点から実施すべきであり、全国一律の仕組みを見直して地域の実態に即した施策への転換と確立を図るべきである。



## (1) 農業者への農業生産を目的とした農地の所有権移転の促進

- ① 農業経営の安定化、不在村地主による耕作放棄の未然防止を図るためには、担い手への所有権移転による農地集積の促進が重要であることを政策として明確に位置づけ、現行の貸借中心の農地集積に係る各種支援施策に所有権移転の促進を加えた施策に見直すこと。
- ② 離農による農地処分にあたり、速やかに農業者へ所有権移転がなされるよう譲渡所得税の特別控除額について大幅に引き上げること。  
また、離農後直ちに譲渡した場合と貸借を行った後に譲渡した場合との間に特別控除額の差を設けること。
- ③ 農地中間管理機構が実施する特例業務である農地売買等事業は、北海道における農地の所有権移転の促進に大きな役割を果たしている。  
このため現場の要望に応えうるよう予算を確保すること。
- ④ 規模拡大を目指す農業者の農地購入を支援するため、スーパーL資金による融資額の拡大等の受け手対策を拡充すること。

## (2) 農地の所有権移転による面的集積の促進

- ① 農地中間管理事業が一定の成果が出ていることを踏まえ、所有権移転においても同様の成果を発揮できるよう、1件ごとの買入売渡でなく、一定の地域において一定期間内に供給される農地をすべてプールし、再配分する「面的集積農地売買等事業（仮称）」を創設するなど、農業経営基盤強化促進法に基づく農地売買等事業の拡充を図ること。
- ② 地区の農業者等の話し合いにより、分散した農地をまとめ作業効率の良いほ場を形成する取組みを推進するため、農山漁村振興交付金により交換分合事業を実施しようとする場合は、事務手続の軽減を図るなど農村現場や事業実施主体が取り組みやすい仕組みとするとともに、十全な予算を確保すること。  
また、農地耕作条件改善事業により交換分合事業を実施しようとする場合はハード事業の実施が必須とされているが、この要件を撤廃すること。

## (3) 農地中間管理事業と利用権による流動化支援策の拡充について

利用権による農地の利用集積や規模拡大は、経営の発展段階において重要な役割を果たすものである。そのため、機構集積協力金による支援が全ての農地の出し手に行き渡るよう国の配分基準を見直すとともに

に、将来に向けた継続的实施を行うこと。

また、経営体が農地の利用権設定を受けてその利用権設定が機構集積協力金等の給付対象となった場合において、その後当該経営体が当該農地の所有権を取得した際には、担い手への集積率は変わらないことから機構集積協力金等の返還事由に該当させないこと。

#### (4) 贈与税の納税猶予制度の改善について

平成28年度の税制改正により、農地中間管理事業を活用して特定貸付を実施した場合、贈与後の年数にかかわらず納税猶予が継続されるなど要件が一部緩和され、これにより、特例適用農地等を受贈者以外の担い手に集積することが可能となったところである。

農地利用の集積と効率的な利用を一層進めるためには、特例適用農地等の農地法第3条、農業経営基盤強化促進法第18条による貸付においても同様の措置を講ずること。

また、経営継承に伴う特例適用農地等の後継者への貸付を行った場合には、農業者年金の受給にかかわらず納税猶予の継続を行うこと。

#### (5) 耕作放棄地の解消活動と発生防止への支援

本道では、荒廃農地の再生作業を支援する「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の活用により、これまでに約700haの荒廃農地を農地として再生しており、一定の成果を上げている状況にある。

平成29年度からは、「荒廃農地等利活用促進交付金」へ対策が移行され実施されているところであるが、これまでの「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」と異なり、事業費の上限単価が200万円未満と設定されたことにより、一筆あたりの面積が大きな北海道においては、活用が困難となっている状況にある。また、これまで、再生作業に合わせて実施していた簡易な基盤整備等においても、上限単価により、活用に支障が生じているところである。

荒廃農地の再生を行う場合、条件が不利な農地も多いことから、簡易な基盤整備の実施が可能となる仕組みの構築が必要である。

そのため、「荒廃農地等利活用促進交付金」において、地域の実情に応じた単価を設定するなど、荒廃農地の再生に十分対応できるような措置を講ずること。

## (6) 優良農地の確保と秩序ある土地利用の促進

- ① 現在国会で審議中の「地域未来投資促進法」の「土地利用調整計画区域」内での転用は「適切に配慮する」とされており、第一種農地での転用も可能となる懸念がある。よって同法による企業立地に当たっては市街化区域や空き工業団地等農地以外での立地を優先させ、優良農地の確保を図ること。

また、農村地域工業等導入促進法の見直しにあたっては対象となる業種が拡大されることが見込まれるが、その拡大にあたっては農村地域の資源が活用される業種に限定するなど慎重に検討すること。

- ② 条件不利により原野化した荒廃農地を農業委員会が非農地と判定した場合、その後の環境保全のための措置が課題となることから、放牧などによる混牧林的な利用や地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源として認められる森林、鳥獣被害防止対策の緩衝林等として位置づけることにより適切に管理・保全できる制度を構築するとともに政策的な支援措置を講じること。

## (7) 農業農村整備事業の拡充と予算の確保

- ① わが国の食料自給率の向上をはじめとした新たな「基本計画」の目標を高いレベルで達成し、競争力ある農業を実現するためには、生産性向上の基礎となる基盤整備事業を計画的に進めることが不可欠である。このため、圃場の大区画化や排水対策をはじめとした農業農村整備事業について、農村現場の要望に応える予算を確保すること。
- ② 平成27年度より耕作条件の改善を図るため、農地中間管理事業に関連して「農地耕作条件改善事業」が創設された。しかしながら、区画を拡大して作業効率の良い優良農地を甦らせるためには、優良農地に介在する離農者の廃屋等の撤去が必要な場合もあるため、それを含めた新たな事業を創設すること。
- ③ 連担化した生産性の高い圃場を実現させるため、農業農村整備事業実施地区内に介在する河川敷地等の官有地については、河川整備と管理に特段の支障を及ぼさない範囲内で売り渡しを積極的にすすめるとともに、その際の測量経費等が売り渡しを受ける者の負担とならないようにすること。
- ④ 土地改良法の改正により、農地中間管理事業を通じた基盤整備の実施が可能となったが、所有者が明らかでない農地や、相続未登記の農

地などについては、将来の権利設定に支障が生ずる恐れがあることから、国が直接買入しては場条件の改善を行うなど、将来の農地利用に支障が生じない仕組みの実現に向けて検討すること。

#### (8) 農業委員会等の農地利用調整機能の強化

本道の農業委員会は、これまで農業経営規模の拡大と農地の集積・集団化、耕作放棄地発生の未然防止をすすめてきたところであり、平成27年において、担い手への農地集積率は88.5%、遊休農地の占める割合も0.2%となるなど、全国に誇れる成果を実現してきた。

しかしながら、今後は農地の受け手不足が見込まれることから、農業委員会の行うあっせん・利用調整活動等の農地流動化・集積活動に対する支援施策である「機構集積支援事業」を拡充強化すること。

### 4. 担い手の育成と経営支援対策の強化について

#### (1) 担い手の明確化と支援施策の重点化

食料自給率の向上と農村地域の創生を担うのは、主業農家である家族経営とその延長上としての農地所有適格法人であることに十分配慮し、農業経営基盤強化促進法に基づいた「認定農業者」制度を基礎とした家族経営と農地所有適格法人を基本とする担い手の明確化を図り、各種支援施策の重点化を図ること。

#### (2) 後継者対策について

① 農業後継者が親から経営の継承を受けるにあたり、経営に負債がある場合は、後継者は親の負債を継承することとなって経営の安定に支障が生じ、親は経営に負債がない場合は、これまでの努力と成果について対価が支払われることはない。

経営の円滑な継承と新たな担い手である経営主の安定した経営を可能とするため、親子間売買という形で経営資源を継承できるよう、親子間の売買における譲渡所得税・不動産取得税・登録免許税等の税法の特例の創設、スーパーL資金の無利子化の適用等について検討すること。

② 農業次世代人材投資事業資金（旧 青年就農給付金）については、新規参入者だけでなく農業後継者も交付の対象になっているが、本道の農業後継者にとってはその交付を受けづらい制度となっている。

本道においては、新規就農者に占める農業後継者の割合は高く、就農し地域に定着した後は親の農業経営を継承することとなるため、農業次世代人材投資事業資金とは別に、新規学卒就農・Uターン就農を増やすための仕組みを検討するとともに、これら農業後継者の定着と経営継承を支援する事業を創設すること。

### (3) 新規就農・雇用就農対策について

- ① 土地利用型農業を目指す新規就農では、経営開始に係る初期投資が多額に上ることから、資金力・担保能力に乏しい新規就農者が、多額の初期投資資金を用意することが困難となっている。しかしながら、新規就農者は農村地域の人口減少の歯止めともなり、農村地域振興の要ともなっている。

そのため新規就農に伴う、農地・施設・機械等の取得について支援する施策を拡充強化すること。

- ② 家族経営体・農地所有適格法人による雇用就農は、農業労働力不足の解消と農村地域の人口増加対策に寄与するものであり、より充実した研修の実施を通じて人材を育成することで雇用就農者の定着率が增大すると考えられることから、農の雇用事業による助成水準を引き上げるとともに助成金交付期間の延長を行うこと。
- ③ 就農希望者を受け入れる市町村等が宿泊研修施設を整備する場合の支援策を講じること

### (4) 農地所有適格法人・コントラクターの設立・育成支援対策の創設

- ① 農村地域の核となる農地所有適格法人の設立は、地域の雇用確保、受け手不足の農地の受け皿として一層期待されている。

しかし、農地所有適格法人を設立した場合、個人経営で利用していた農業用施設・機械・農地等の農業用資産を、法人に引き継ぐ際の譲渡所得税・消費税等が大きな負担となることが多い。

そのため、共同経営型の法人経営の設立にあたり、農業用施設・機械・農地等の農業用資産を法人に譲渡する際の譲渡所得税・消費税等の減免措置等を講じることに加えて、所有権移転により農地集積を図る農地所有適格法人に対する法人税・固定資産税減免等の新たな支援措置を検討すること。

- ② 農業従事者の高齢化や担い手不足が進展する中で、農産物の収穫や耕起等の農作業の請負等を行うコントラクター組織は、農業労働の軽減や農業労働力不足の解消と雇用の創設などの農業生産の振興と農村地域の創生に大きな役割を果たしている。

そのため、コントラクター組織が必要な施設や機械を導入するにあたり経営体育成支援事業等の対象とすること。

- ③ 酪農ヘルパー組織における人材育成及び、酪農経営構成員の傷病時利用における負担軽減など、酪農ヘルパー組織に対する支援施策を講じること。

#### (5) 経営所得安定対策等について

- ① 米価の安定による農業者所得の確保と食料の安定供給・安全保障の観点から、米の生産調整については国が責任を持って都道府県との連携のもとに需給を調整する仕組みの構築を行うこと。
- ② 経営所得安定対策に係る稲作・畑作物等に係る交付金については、再生産と安定的な経営が可能となるよう、生産費を基礎として現場の実情にあった単価とすること。
- ③ 経営所得安定対策に係る産地交付金については、十分な予算額を確保すること。
- ④ 加工原料乳地域における生乳の再生産が可能となるよう、加工原料乳生産者補給金の単価の引き上げを行うとともに、交付対象数量の確保に努めること。
- ⑤ 燃油、肥料、輸入飼料等の農業生産に必要な資材等について、価格と供給の安定対策を一層強化すること。
- ⑥ 農業の投資負担を軽減する支援として、スーパーL資金の金利負担軽減措置について十分な融資枠を確保すること。

また、農業用機械等導入への各種支援事業については、十分な予算を確保するとともに、新たな採択基準等を検討し、担い手が活用しやすい仕組みとすること。

- ⑦ 今後導入が予定される収入保険制度は、現行の農業災害補償制度とは違い農業経営全体を補償するものであるとされているが、その実施にあたっては農業再生産が可能となるセーフティネットとすること。

また、農業災害補償制度の見直しにあたっては、引き続き加入する農業者の負担が増えることのないように配慮すること。

- ⑧ 農業経営基盤強化準備金制度の積立原資は経営所得安定対策の交付金に限定されており、経営所得安定対策の対象外である酪農・畜産・園芸経営は同制度を活用した農業経営の改善が不可能となっている。そのため、同制度の対象交付金の範囲を酪農・畜産・園芸経営等を対象とするものに拡大すること。

(6) 消費税について

消費税率の引き上げに伴い、軽減税率やインボイス方式の導入と消費税の適正な転嫁をすすめることが重要であるが、そのためには、平成16年度からの事業者免税点の引き下げによって本道における担い手である農業者の大半が消費税の課税事業者となっていることを踏まえ、稲作・畑作における消費税の取扱いは、農産物価格に消費税を加えた外税形式とすること。

(7) 鳥獣被害対策について

鳥獣被害対策については、法令や補助事業等の整備による改善・拡充が図られ、本道では平成24年度から4年連続で被害額は減少しているものの、依然として年間約50～60億円の被害が生じている。

本道においては特にエゾシカによる被害が大きく、農作物への食害を防ぐため、電気牧柵等の設置による圃場への侵入防止と個体駆除という両面の対策が今後も不可欠である。

このため、電気牧柵設置等の設置拡大と更新、ハンターの育成支援、駆除した鳥獣の処理施設設置等に対する補助事業の拡充に加えて、捕獲等に関する規制の緩和を図ること。また、鳥獣被害防止総合対策事業における市町村負担の軽減を図ること。

(8) 農業者年金制度における政策支援対象者の拡大について

農業者年金制度では、認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、保険料の額の特例（政策支援）があり、経営主、その配偶者、直系卑属に対し適用されている。

女性農業者の担い手としての位置づけの強化および地位向上を図る観点から、直系卑属の配偶者についても対象とすること。

(9) 被災農地の早期復旧並びに復旧後の対策について

昨年の台風による記録的な豪雨と大雨で被災した農地については、早期の復旧を実現するとともに、復旧後においても生産力の維持向上のための継続的な支援を行うこと。

5. 原子力発電所立地地域における安全対策の強化について

東日本大震災における原発事故は、農産物の出荷停止、農地の汚染による作付け制限、家畜の飼養不能など、農業者の経営・生活に甚大な影響をもたらし、地域住民にも計り知れない影響を与え、現在もなお、避難生活を強いられている住民も多い。

このことから、あらゆる知見に基づき原発立地地域・既存施設の安全性確保について、万全の措置を講じるとともに、原発の建設・稼働については、安全性を国が担保し、かつ事故による影響が想定される範囲内の住民が納得しない限り行わないこと。

とりわけ、燃料の全てをプルトニウム濃度の高いMOX燃料とすることを前提としている大間原発については、不測の事態による事故の被害と影響は甚大なものと想定されており、大きく影響を受ける道南渡島管内の地元住民の理解が得られていない現状での建設については凍結すること。

6. 農業委員会組織の体制強化と予算確保について

市町村農業委員会は、農地法許可事務、農地の利用状況調査・利用意向調査、農地台帳の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行する独立した行政委員会である。このため、市町村の財政状況に左右されず、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について増額確保すること。また、国からの農業委員会交付金の配分にあたっては、遊休農地が発生しやすい条件不利地を多く抱える農業委員会に不利な配分とならないよう配分基準を見直すこと。

農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金については、改正農業委員会法に基づいて農地行政の適切な執行と農業委員会の業務支援を広くすすめることとなった同機構に対し、業務執行に十全に取り組みうるために必要かつ十分な額となるよう増額確保すること。

あわせて、農業委員会による農地制度に係る適正な事務実施の一層の推進を図るとともに担い手への農地集積、農地台帳の整備、遊休農地の解消・未然防止等の活動を一層強力に推進するため、機構集積支援事業等の農



業委員会関係予算を十分に確保すること。

# 北海道選出国會議員要請集会の開催及び 平成29年度全国農業委員会会長大会への対応について

平成29年5月19日  
第2回常設審議委員会

## 1 全国農業委員会会長大会

### (1) 開催日時

平成29年5月29日（月） 12:30～15:00（開場 11:00）

○12:30～13:00 第9回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰式

**○13:00～15:00 全国農業委員会会長大会**

① 午前中の「北海道選出国會議員要請集会」の終了予定時間は11:35です。

② 議案

政策提案

「農業・農村の持続的発展と競争力強化に向けた政策提案」

申し合わせ決議

「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」のさらなる推進に関する申し合わせ決議

「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議

平成29年度全国農業委員会会長大会実行運動計画

### (2) 開催場所

「文京シビックホール」

東京都文京区春日1-16-21 電話03-5803-1100（代）

### (3) 北海道からの出席者数

188人（うち会長等126人、職員54人、農業会議役員4人、同職員4人）

### (4) 座席配分（案）（北海道への座席配分は172席） 182

|               | 空知 | 石狩 | 後志 | 胆振 | 日高 | 渡島 | 桧山 | 上川 | 留萌 | 宗谷 | 十勝 | 釧路 | 根室 |   |
|---------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|
| 出席申込者数<br>182 | 29 | 16 | 23 | 17 | 4  | 4  | 2  | 23 | 1  | 8  | 17 | 20 | 10 | 8 |
| 座席数<br>172    | 28 | 15 | 22 | 16 | 4  | 4  | 2  | 22 | 1  | 7  | 16 | 19 | 9  | 7 |

(5) 5 / 29 全国統一要請 : : 全国農業会議所主催

| 対象国会議員等 | 要請時刻<br>場 所 | 要請者 | 備考 |
|---------|-------------|-----|----|
| 調整中     |             |     |    |

## 2 北海道選出国會議員要請集会

### I 開催趣旨

農業・農村が持続的に発展していくためには、担い手が将来にわたり意欲と希望を持って安心して経営に取り組める施策の実現と、農業・農村の実情や特色を踏まえた地域農業の発展に資する施策の確立が不可欠である。

また、平成27年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」についての今後の見直しにおいても、同様の観点からの方針策定が必要である。

こうした状況を踏まえ、「農地」と「担い手」に係る諸対策を中心に、今後の農業政策と関係予算等に関して、最前線に立って取り組みをすすめている本道農業委員会組織としての要望・意見をとりまとめ、要請活動を行う。

### II 開催日時

平成29年5月29日（月）午前9時05分～午前11時35分

### III 開催場所

星陵会館 [東京都千代田区永田町2-16-2、TEL:03-3581-5650]

### IV 参集範囲

北海道内市町村農業委員会会長等

### V 招請議員

北海道選出の国会議員等

### VI 運営内容（運営次第・予定時刻）

#### 【与党議員への要請】

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| (1) 開会・主催者挨拶           | ( 9時05分) |
| (2) 要請                 | ( 9時15分) |
| (3) 出席国会議員からの国会報告と決意表明 | ( 9時20分) |
| (4) 閉会                 | (10時25分) |

#### 【野党議員への要請】

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| (1) 開会・主催者挨拶           | (10時35分) |
| (2) 要請                 | (10時45分) |
| (3) 出席国会議員からの国会報告と決意表明 | (10時50分) |
| (4) 閉会                 | (11時35分) |

Ⅶ 要請事項

平成30年度農業・農業委員会関係予算並びに政策に関する要望

3 地方農業委員会連合会での独自要請活動の実施（予定：農業会議把握分）

| 日付   | 地方連    | 場所                                     | 対象   | 時刻                            | 備考 |
|------|--------|--|--|-------------------------------|----|
| 5/28 | 空知留萌   | マロウドイン赤坂                               | 稲津 久 衆議院議員<br>渡邊 孝一 衆議院議員                    | 18:00～                        |    |
| 5/28 | 石狩     | 梅林                                     | 和田 義明 衆議院議員                                  | 18:00～                        |    |
| 5/28 | 後志     | 品川プリンスホテル<br>「味街道五十三次」                 | 中村 裕之 衆議院議員                                  | 18:00～                        |    |
| 5/30 | 胆振     | 衆議院第二議員会館<br>参議院議員会館                   | 堀井 学 衆議院議員<br>橋本 聖子 参議院議員                    | 14:00～<br>15:00               |    |
| 5/29 | 渡島檜山   | 衆議院第二議員会館                              | 前田 一男 衆議院議員                                  | 15:00～<br>16:40               |    |
| 5/30 | 渡島     | 参議院議員会館<br>衆議院第二議員会館                   | 横山 信一 参議院議員<br>逢坂 誠二 衆議院議員                   | 10:05～<br>11:10               |    |
| 5/29 | 上川     | ①参議院議員会館<br>②衆議院議員第二会館<br>③衆議院議員第一会館   | ①小川 勝也 参議院議員<br>②佐々木 隆博 衆議院議員<br>③今津 寛 衆議院議員 | ①15:30～<br>②16:10～<br>③16:50～ |    |
| 5/29 | 宗谷ホーツク | 土風炉<br>銀座コリドー店                         | 武部 新 衆議院議員                                   | 18:30～                        |    |
| 5/29 | 十勝     | ①衆議院第二議員会館<br>②衆議院第一議員会館<br>③衆議院第一議員会館 | ①吉川 貴盛 衆議院議員<br>②森山 裕 衆議院議員<br>③鈴木 貴子 衆議院議員  | 15:00～<br>17:00               |    |
| 5/30 | 十勝     | ①衆議院第二議員会館<br>②参議院議員会館                 | ①中川 郁子 衆議院議員<br>②橋本 聖子 参議院議員                 | 10:00～<br>11:15               |    |
| 5/29 | 釧路     | 衆議院第一議員会館                              | 鈴木 貴子 衆議院議員                                  | 17:00～                        |    |

|      |    |           |             |        |  |
|------|----|-----------|-------------|--------|--|
| 5/29 | 根室 | 衆議院第一議員会館 | 鈴木 貴子 衆議院議員 | 16:00～ |  |
|------|----|-----------|-------------|--------|--|

#### 4 農林水産省への要請

農林水産省に対して、担い手への集積が困難な農地の取扱いについて、要請を行う。

- 1 日時 平成29年5月30日（火）を予定
- 2 場所 農林水産省本省（東京都千代田区霞が関1-2-1）
- 3 要請者 北海道農業会議職員

## 担い手への集積が困難な農地の取扱いに関する要請について

平成 29 年 5 月 19 日  
第 2 回常設審議委員会農林水産大臣  
山本 有二 様一般社団法人 北海道農業会議  
代表理事会長 岡村 雅敏

## 担い手への集積が困難な農地の取扱いに関する要請

農地利用最適化交付金事業における成果実績の算定をはじめとする農業委員会に対する外部からの評価においては、担い手への農地集積率の多寡が重視されているところであるが、一部市町村においては、国、北海道、(地方) 独立行政法人、市町村、J A、試験研究機関、学校法人等が所有するなどにより、担い手への集積が困難であろうと判断される農地が相当程度存在している。

当該農地は、現行制度において担い手への農地集積には算入されず、このため農業委員会等がすすめる担い手への農地集積活動が適切に評価されないことが課題として提起されている。

農業委員会の活動と努力が適正に評価されることが農業委員・農地利用最適化推進委員の意欲の向上につながり、ひいては委員会活動の一層の活発化につながることから、下記事項について要請する。

## 記

## 1 市町村等が保有し担い手が利用している農地について

担い手に対する利用権設定等はされていないものの、市町村等が保有し、かつ担い手が利用していることが確認された農地については、担い手に利用権設定等がされている農地に準ずるものとするのが可能となるよう集積率算出の際に分子に算入するなど、運用上の配慮を行うこと。

## 2 非営利法人や試験研究機関が保有する農地について

上記の者が保有する農地については、その保有目的からして、市町村農業委員会等がどのように努力しようとも担い手への集積は困難であると判断される。

このため、担い手が利用することが困難な農地については、集積率算出の際に分母から除外すること。

### 3 その他参考事項

本会議が平成28年11月に実施した「担い手への集積が困難な農地に関する調査」結果の概要は以下の通り。

#### ① 国・道・独立行政法人・市町村・JA・試験研究機関・学校法人等が所有し、担い手への集積が困難な農地の状況

| I：回答農業委員会の所管する市町村数(①) | II：集積困難農地が存在する市町村数(②) | III；集積困難農地が存在する市町村割合(①/②) | IV：集積困難農地面積(③) | V：前記IIの市町村の耕地面積(H27年7月現在、④) | 集積困難農地が耕地面積に占める割合(③/④) |
|-----------------------|-----------------------|---------------------------|----------------|-----------------------------|------------------------|
| 94                    | 86                    | 91.5%                     | 34,262.21ha    | 654,062ha                   | 5.2%                   |

#### ② 苫小牧市の事例

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| 耕地面積(平成27年7月現在、A)       | 1,270ha |
| 担い手への集積面積(平成28年3月末現在、B) | 755ha   |
| 担い手への集積率(B÷A)           | 59.4%   |

|                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| 苫小牧市が所有し認定農業者が利用している農地面積(C)       | 130.1ha |
| 苫小牧市内において教育・医療・社会福祉法人が所有する農地面積(D) | 105.0ha |
| 苫小牧市内において試験研究目的として所有されている農地面積(E)  | 227.5ha |

国・北海道・(地方) 独立行政法人・市町村・J A・試験研究機関・学校法人等を担い手と位置づけることにより、農業委員会法施行令第7項第1項第2号に定める基準を上回ることとなる市町村数  
2市町村

③ 国・北海道・(地方) 独立行政法人・市町村・J A・試験研究機関・学校法人等を担い手と位置づけることにより、農業委員会法施行令第7項第1項第2号に定める割合が5ポイント以上、上昇する市町村数  
36市町村